別紙様式第二

裏　　（委　員　会　用）　　表

写　真

印
又は
刻印

1　本証は、犯則調査の際に必ず携帯すること。
2　本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。
3　本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
4　官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
5　犯則調査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

第　　号

犯則事件調査証票

職名（又は官職）

氏　　名

生　年　月　日

上記の者は、当委員会に所属する職員で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押さえする権限を有する者であることを証明する。

平成　年　月　日
証券取引等監視委員会　印

裏　　（財務局又は福岡財務支局用）　　表

写　真

印
又は
刻印

1　本証は、犯則調査の際に必ず携帯すること。
2　本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。
3　本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
4　官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
5　犯則調査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

第　　号

犯則事件調査証票

職名（又は官職）

氏　　名

生　年　月　日

上記の者は、当局に所属する職員で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押さえする権限を有する者であることを証明する。

平成　年　月　日
財務局長又は福岡財務支局長　印

（備考）　規格は、縦6.0cm×横8.5cmとする。